

恵庭市移住促進パンフレット等作成業務 公募型プロポーザル質疑書に対する回答

令和6年5月8日公開

	質疑箇所	質疑内容	回答
【質疑1】	実施要領11. 企画提案書の提出(3)(ア)について	第7号様式から第11号様式の書式についてはA4サイズであれば、弊社独自の様式でも問題ないでしょうか。それとも、第7号式から第11号式は指定になりますか。	第7号様式から第11号様式の書式については、指定になります。ホームページに掲載のPDF・Wordファイルをお使いください。
【質疑2】	実施要領11. 企画提案書の提出(3)(ア)について	記載にあたっては、概念図等を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細デザイン図等を用いた場合は、失格とすることがあるとありますが、提案したいデザインイメージ図や画などを使用したらNGということでしょうか。(文字しかだめなのではないでしょうか。)	企画提案書は原則、文字で記載をお願いいたします。 「概念図等」は、説明文を補足するために必要となる範囲でイメージ図等を使用することを想定しています。 なお、イメージ図等を使用する場合の視覚的表現の許容範囲については、下記等をご参照ください。 出展：平成30年4月2日国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」

【質疑3】	実施要領12. 審査会・選定方法(5) 留意事項について	ウ. にて企画提案書等の提出書類に記載のない事項に関するプレゼンテーションは認めないとありますが、過去に作成した冊子の作品などを映すことはNGということでしょうか。	企画提案書等の提出書類に記載のない事項に関するプレゼンテーションは、認めません。 ただし、要領第5号様式「類似業務の受託実績」に記載した作品等を映すことは可能です。
【質疑4】	実施要領12. 審査会・選定方法(5) 留意事項について	エ. にて提出後の追加提案や追加資料の配布は認めないとありますが、企画提案書を事前に送るにあたり、プロジェクターをどのように活用すべきか例でご教示いただけますでしょうか。	プロジェクターの活用方法について、例えば企画提案書は原則文字での記載となることから、【質疑2】で回答した「概念図等」と同様に、説明文を補足するためにプロジェクターを活用しご提案いただくことを想定しています。 なお、プロジェクターの活用は必須ではありません。

以上